

2022年4月22日改定

ガス取次約款 新旧対照表

(下線部分が変更・追記箇所)

改定前	改定後
<p>2. ガス取次約款の変更</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4)</p> <p>イ) 省略</p> <p>ロ) お客様は、新たな単価を承諾しない場合は、本適用開始日の10日前までに、当社に対してご解約のお申し出をいただくことで、ガス需給契約を解約することができます。この場合、ガス需給契約は本約款の各規定にかかわらず、本適用開始日の前日をもって終了するものとし、お客様が当該需要場所(第3条(27)に定義する。)にかかるガスの供給および使用に関する契約を新たに締結しない限り、閉栓いたします。</p>	<p>2. ガス取次約款の変更</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4)</p> <p>イ) 省略</p> <p>ロ) お客様は、新たな単価を承諾しない場合は、本適用開始日の<u>6営業日(第3条(29)に定義する。)</u>前までに、当社に対してご解約のお申し出をいただくことで、ガス需給契約を解約することができます。この場合、ガス需給契約は本約款の各規定にかかわらず、本適用開始日の前日をもって終了するものとし、お客様が当該需要場所(第3条(27)に定義する。)にかかるガスの供給および使用に関する契約を新たに締結しない限り、閉栓いたします。</p>
<p>3. 用語の定義</p> <p>(1)～(28) 省略</p> <p>(29) 条文追加</p>	<p>3. 用語の定義</p> <p>(1)～(28) 省略</p> <p><u>(29) 「営業日」</u> <u>国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までの日を除く月曜日から金曜日までの日をいいます。</u></p>
<p>7. 契約期間</p> <p>(1) ガス需給契約の契約期間は、料金適用開始日から1年間といたします。</p> <p>(2) 前項に定める契約期間は、いずれかの当事者から相手方に対して需給契約の有効期間満了日の10日前までに定めるお客様</p>	<p>7. 契約期間</p> <p>(1) ガス需給契約の契約期間は、料金適用開始日から1年間といたします。</p> <p>(2) 前項に定める契約期間は、いずれかの当事者から相手方に対して需給契約の有効期間満了日の<u>6営業日</u>前までに定めるお客</p>

<p>からの申し出による需給契約を解約通知がなされていない場合は、自動的に 1 年間延長されるものとし、以後も同じとします。</p>	<p>様からの申し出による需給契約を解約通知がなされていない場合は、自動的に 1 年間延長されるものとし、以後も同じとします。</p>
<p>19. 料金の支払方法</p> <p><u>(1) ガス料金の支払いは、特段の事情がない限り、当社との電気供給契約における電気料金の支払いと同一の方法により電気料金とガス料金をまとめてお支払いいただきます。</u></p> <p><u>(2) 前項の定めにかかわらず、事由のいかんを問わず、ガス料金の支払いについて前項に定める方法でガス料金を支払うことができない場合は、お客様が当社の指定するクレジット会社との契約に基づき、当該クレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法（以下、「クレジットカード払い」といいます。）によって、お支払いいただきます。ただし、当該支払いの費用はお客様の負担といたします。</u></p> <p>(3) ガス料金は、クレジット会社から、当社が指定した金融機関等に立替払いがなされたときに、お客様の当社に対する支払いが完了したものといたします。</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 当社は、前項の結果、信用確認が取れない場合、すみやかにお客様にお知らせし、支払期日までに、新たに信用確認の取れるクレジットカード払いの必要情報を当社に申し出ていただきます。また、信用確認の取れなかった該当請求料金は当社が指定した金融機関等を通じた払い込みにより支払期日までにお支払いいただきます。</p>	<p>19. 料金の支払方法</p> <p>改訂前の(1)を削除</p> <p>改訂前の(2)冒頭を削除</p> <p><u>(1) ガス料金の支払いは、お客様が当社の指定するクレジット会社との契約に基づき、当該クレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法（以下、「クレジットカード払い」といいます。）または当社が指定する方法によって、お支払いいただきます。ただし、当該支払いの費用はお客様の負担といたします。</u></p> <p><u>(2) ガス料金は、クレジット会社から、当社が指定した金融機関等に立替払いがなされたとき、またはその他の支払い方法の場合当社へ着金されたときに、お客様の当社に対する支払いが完了したものといたします。</u></p> <p>(3) 省略</p> <p><u>(4) 当社は、前項の結果、信用確認が取れない場合、すみやかにお客様にお知らせし、支払期日までに、新たに信用確認の取れるクレジットカード払いの必要情報を当社に申し出ていただきます。また、信用確認の取れなかった該当請求料金は当社が指定した金融機関等を通じた払い込みや<u>払込票によるコンビニエンスストア支払い等</u>により支払期日までにお支払いいただきます。</u></p>

<p>27. ガス需給契約の解約</p> <p>(1)お客様が、スイッチング以外の事由により需給契約を解約する場合は、ガスの供給停止を希望される日の <u>10</u> 日前までにあらかじめ解約希望日を示したうえ、当社に解約の通知していただきます。この場合、特段の事情がない限り、その希望日をもってガス需給契約の解約の期日といたします。ただし、お客様がガスの供給停止を希望される日の <u>10</u> 日前までに当該通知をしなかった場合、協議の上、ガス需給契約の解約の期日を決定させていただきます。</p>	<p>27. ガス需給契約の解約</p> <p>(1)お客様が、スイッチング以外の事由により需給契約を解約する場合は、ガスの供給停止を希望される日の <u>6 営業日</u>前までにあらかじめ解約希望日を示したうえ、当社に解約の通知していただきます。この場合、特段の事情がない限り、その希望日をもってガス需給契約の解約の期日といたします。ただし、お客様がガスの供給停止を希望される日の <u>6 営業日</u>前までに当該通知をしなかった場合、協議の上、ガス需給契約の解約の期日を決定させていただきます。</p>
--	--